

真鶴町空家等情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴町内にある空家等を有効活用して、地域の活性化と定住の促進を図るため、真鶴町ホームページ（以下「ホームページ」という。）で空家等の情報を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象物件 次条に掲げる要件を満たす空家（売家・貸家）、共同住宅の空室及び売地をいう。
- (2) 所有者等 対象物件の所有者及び納税義務者をいう。
- (3) 希望者 対象物件を買うこと又は借りることを希望する者をいう。
- (4) 掲載情報 ホームページに掲載されている対象物件の情報をいう。

(対象物件)

第3条 対象物件は、次の各号に掲げる要件を満たす物件とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 物件の所在が真鶴町内であること。
- (2) 物件の所有者等が確認できること。
- (3) 売地については、宅地として使用可能な土地であること。

(申請書類)

第4条 掲載を希望する所有者等（以下「申請者」という。）は、次に掲げる各号に該当する申請書に係る書類を添付して、町長に申請するものとする。

- (1) 空家（売家・貸家）及び共同住宅の空室の場合 真鶴町ホームページ空家等情報掲載（新規・継続）申請書（第1号様式）
- (2) 売地の場合 真鶴町ホームページ売地情報掲載（新規・継続）申請書（第2号様式）

(掲載の期間)

第5条 ホームページに掲載する期間は、最長1年とし、掲載継続の意思を有する場合は、掲載期限の1か月前までに、前条に規定する申請書を町長に提出しなければならない。

(掲載の決定)

第6条 町長は、前2条により申請を受けたときは、当該申請書に係る内容を審査及び調査し、真鶴町ホームページ掲載決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(掲載情報の内容)

第7条 掲載情報の内容は、第4条の様式により申請のあった内容のうち、対象物件の概要に関するものとする。

(承諾)

第8条 町長は、希望者から掲載情報に関する問い合わせがあったときは、申請者に希望者への通知の可否を事前に確認のうえ、当該物件の申請者等の連絡先を希望者に連絡するものとする。

(掲載の中止等)

第9条 申請者は、対象物件の契約の成立等により掲載を中止する場合又は第4条に係る申請内容に変更が生じた場合は、速やかに真鶴町ホームページ掲載中止（変更）申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（掲載の取り消し）

第10条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、掲載を取り消しすることができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 希望者に対して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 申請者と連絡が1か月以上取れなかったとき。
- (4) 第5条の規定による継続の申請がなかったとき。
- (5) その他町長が掲載することについて、不適切と認めたとき。

（交渉等への関与）

第11条 町長は、希望者と所有者等との間で行う交涉及び契約行為について、直接これに関与しないものとする。

（免責）

第12条 町長は、希望者と所有者等との間で生じた問題について、一切責任を負わないものとする。

（適用上の注意）

第13条 この要綱は、当該事業以外による物件の取引を規制するものではない。

附 則

この要綱は、平成21年3月27日から施行する。